

## 令和5年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年12月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員16名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳	22番 永露 茂
23番 篠原 新二	24番 櫻木 朝喜	25番 和佐野やゑみ
26番 井手 峯勝	27番 日野 裕子	30番 星野 隆治
31番 満生 直樹	32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘
34番 平田 美津子	36番 重光 清士	37番 上野 智実
38番 鬼塚 清明		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・報告第 4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
  
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

### 4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野清宝
事務吏員	渡辺晃
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係長	金子明
農業振興課	農地管理係	森田誠市

( 開会 14:45 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）16名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に4番末石委員、5番武井委員を指名いたします。よろしくお願ひします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

4ページまで22件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から22番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求  
めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

事務局の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議 長 10番長野委員。

10番 (長野委員) 報告番号1番について説明いたします。届出人、届出物件については記載のと  
おりです。この藪の下というのは、コンビニの裏になるんですけども、以前は田でありま  
した。災害にあつて耕作できないので、地上げをして道の高さまで上げます。70cm程度  
の地上げをします。現地も確認してきました。用排水計画については、地下浸透であり、自

然流下、既存水路利用です。廻りは擁壁で囲まれています。作付け予定は野菜を作るということです。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明はおわかりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
36番 (重光推進委員) ありません。

議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、報告番号1号を終わります。  
次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。  
10番挙手

議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) 届出人、届出物件については記載のとおりです。地上げは、30cmの盛土になります。この場所は、長渚でタデを作られてあるところの、タデの排土を半分近く入れて、後々は、また地上げをするようにしたい。とにかく、半分地上げをしたいということであり、排水は地下浸透。水はけが悪いので、地上げするということでもあります。作付けは、野菜をつくるということでもあります。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明はおわかりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
36番 (重光推進委員) ありません。

議長 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。なければ、以上で報告第2号を終わります。  
6ページをお開きください。次に、報告第3号「農地転用に係る届出(200㎡未満の農業施設)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。  
17番挙手

議長 17番手嶋委員。  
17番 (手嶋委員) 審議番号1番をご説明致します。転用者、申請土地は記載のとおりです。転用目的は、農機具置場。転用の理由としまして、耕作の利便性を高めるため、農機具置場を整備するものです。農機具置場が、27.09㎡、用途区分が農用地区域外、農地の区分は、第2種農地です。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明はおわかりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
26番 (井手推進委員) ありません。

議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。なければ、以上で報告第3号を終わります。  
7ページをお開き下さい。報告第4号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。続けて報告内容の説明を行います。願出人住所、氏名、申請土地、申請の内容及び許可年月日については、議案書記載のとおりです。取消の理由ですが、民間開発に伴い、発掘調査を実施予定でしたが、開発中止となり発掘調査が不要となったためです。

事務局 (川波) 補足して説明と報告を行います。民間開発計画により、本年7月の定例会において農用地利用計画の変更に関する意見をご審議頂き、市長へ回答しておりましたが、開発中止に伴い、11月10日に市長から農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会の一部取り消しについて通知を受けましたので報告いたします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 なければ、報告第4号を終わります。  
 9ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
 農業振興課(森田) 挙手
- 議 長 農業振興課。  
 農業振興課 (森田) 詳細について説明  
 利用権設定届出件数は53件、設定面積18.1ヘクタールです。設定筆数は、129筆です。次のページに移ります。地区ごとの設定面積の内訳は、今回の新規分17haと更新分が9.44haになっています。続いて次のページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が5年間、次に多かったのが3年間となっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。  
 本件について、質問や意見はありませんか。  
 21番 挙手
- 議 長 21番内田委員。  
 21番 (内田委員) 利用権設定で、外国人が利用権設定している案件はあるでしょうか。それともう一点が、こちらは事務局になりますが、農地を所有している外国人はおられますか。お尋ねします。
- 議 長 外国人で、借り手と持ち主がおられるかどうか。  
 事務局 (松尾) とりあえず今月分ですか。
- 農業振興課 (森田) 先ほどのご質問について回答します。今月分の利用権の設定については、外国人はございません。
- 21番 (内田委員) 過去から現在までの分はどうですか。  
 農業振興課(森田) 資料を持ち合わせていませんので、本日回答することはできません。後日回答ということによろしいでしょうか。
- 21番 (内田委員) わかりました。
- 議 長 外国人の農地所有の状況はどうですか。  
 事務局 (渡辺) 朝倉市内の農地を所有している外国人4名おられます。今月の3条で、韓国籍の●さんが申請を出されております。
- 議 長 3条申請の場合は、国籍を議案書に記載するようになっています。他に質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
 議 長 12ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。  
 事務局 挙手



議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 朗読をもって説明。17ページまで12件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番  
手嶋委員。  
17番挙手

議 長 17番手嶋委員。  
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡  
人は離農ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく  
お願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手

議 長 5番武井委員。  
5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと  
おりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農。譲渡人は財産整  
理ということです。譲受人は空き家を購入し、それにたまたま畑がついていたということ  
です。野菜をつくるということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議  
方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
21番 (内田委員) ありません。  
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、規模拡大。譲渡人は遠方に住んでいるた  
めということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひし  
ます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

- 議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大。譲渡人は、遠方に住んでいるためとのことです。先ほどと同じで一枚を分筆してまだ残っている土地を別な人が所有するので、このようになっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。  
6番挙手
- 議 長 6番小島委員。  
6番 (小島委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この案件は、新規就農者の案件です。697㎡と宅地を含めたところで自家用野菜をつくる。野菜を販売する目的であれば、計画的なやり方を求めましたけれど、自家用野菜をするということでしたので、新規就農を認めました。譲渡人は離農です。雨水は地下浸透です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
25番 (和佐野委員) ありません。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
審議番号6番、7番については、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代します。
- 副会長 議長を交代しました。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。  
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。  
19番 (樋口委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人は、二人分ありますが、現在借りて営農してあります。上段の譲渡人の●●さんは、贈与ということで、下段の●●さんは、売買ということです。譲渡人は両方とも離農ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
23番 (篠原委員) ありません。
- 副会長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
副会長 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
副会長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長

19番樋口委員。

19番

(樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由として、相手方の要望とありますが、この土地は現在譲受人が耕作している隣にあるということで、相手方の要望で申請しています。譲渡人は、耕作をしないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

23番

(篠原委員) ありません。

副会長

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

副会長

賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。15番永井委員。

15番挙手

議長

15番永井委員。

15番

(永井委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は相手方の要望です。譲渡人は規模縮小・離農です。譲受人の国籍は韓国籍です。●さんという方は、4、5年前に最初に農地を買われています。大宰府で大学教授をしています。農地を取得され、現在に至っています。上二つについては、柿の木が植えられています。下二つの農地については、竹が生えており、自分の畑に入り込んでいるので切りたいということです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

37番

ありません。

議長

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

議長

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

37番

(上野委員) ありません。

議長

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。  
次に、審議番号10番について担当委員の説明を求めます。2番森部委員。  
2番挙手

議 長 2番森部委員。  
2番 (森部委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人は相手方の要望。譲受人は、近隣に農地を所有しており営農しやすくするためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
34番 (平田委員) ありません。

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。  
次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。3番井上委員。  
3番挙手

議 長 3番井上委員。  
3番 (井上委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は、親からの贈与。譲渡人は、子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
38番 (鬼塚委員) ありません。

議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
6番挙手

議 長 6番小島委員。  
6番 (小島委員) 春日市からの通作ですかね。  
議 長 春日市から耕作に来られますかね。  
3番 (井上委員) そうです。  
6番 (小島委員) 農機具等はどうしていますか。

議 長 親のところに、機械はあるでしょう。  
6番 (小島委員) 親からの贈与でも、機械は別という人もいるかもしれない。  
3番 (井上委員) 父が高齢であるため、贈与されている。

議 長 他に質問はありませんか。  
9番 (窪山委員) 経営面積は0㎡ではないですか。

事務局 (松尾) 経営面積の件ですが、農家の全体の経営面積になりますので、父も息子も6,825㎡、この家族の経営面積は、6,825㎡になりますので、こういう表示の仕方をしてい  
ます。

9番 (窪山委員) わかりました。初めて聞きました。  
4番 (末石委員) 家族と言えるのですか。

事務局 (松尾) 住民票でいくと別々になりますが、農家の場合は別に住んでいても、経営は一緒にしていることはままありますので、住所が別でも農家としては一世帯、1軒の農家という扱いになります。逆もあって、一緒に住んでいても、耕作する品目で別にしてください。という場合もあります。

- 4番 (末石委員) 土曜日、日曜日は帰ってきて営農している事実があるんですね。相続であれば、問題ないが、生きている間に贈与という形でとらえるのか、係長が言ったようになるのか。
- 3番 (井上委員) 今から、耕作をします。
- 事務局 (松尾係長) 相続の場合は、農業をしていなくても相続権があるので、農業をしていない方に相続が行く場合もあります。この家族で考えて、一番農業しているこの息子さんに譲るということで、贈与されていると事務局では判断をしています。
- 4番 (末石委員) 農地法の3条と民法の相続は違うのでないでしょうか。こういう場合は、同一家族として定義してあるのですね。
- 事務局 (松尾) はい。
- 議長 他にありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
- 次に、審議番号12番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 18番挙手
- 議長 18番林委員。
- 18番 (林委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由につきましては、譲受人は規模拡大と相手方の要望。譲渡人は、高齢のため老人施設に入所しており、農業ができない状態です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 20番 (井手委員) ありません。
- 議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
- 12番 (田中委員) 入所されている譲渡人には、家族はいないんですか。
- 18番 (林委員) 娘が結婚して出ています。今回の主な手続きは、嫁にでている娘さんがしている。
- 12番 (田中委員) 家族も了解しているのですね。
- 18番 (林委員) そうです。
- 議長 他にありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
- ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
- 15時40分まで休憩します。
- 15時30分休憩
- 16時10分再開
- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。18ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長  
17番

17番手嶋委員。

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は貸露天駐車場。転用の理由につきましては、観光地域内であり、収益が見込まれるため観光客用の貸露天駐車場を整備するものです。駐車場は11台。碎石が敷いてあったので、始末書添付となっております。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当。農用地区域外で、第2種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長  
28番  
議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

(井手委員) ありません。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員  
議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長  
6番

6番小島委員。

(小島委員) 審議番号2番について説明します。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、自己用住宅進入路としてしようするもの。転用の理由は、転用者の居住住宅が、次に出てくる第5号議案審議番号4番に出てくる手前に住宅が建つので、進入路が狭いということで、通路を拡張するものです。既存の住宅457.63㎡。既に、ブロック塀の横に盛土がされていたので、始末書添付になっております。農地法の運用については、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当。用途区分は農用地区域外。農地の区分は第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長  
6番

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員  
議 長

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議 長  
4番

4番末石委員。

(末石委員) 審議番号3番について説明します。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は、貸倉庫及び貸露天駐車場。転用の理由は、自身が経営する会社の事業拡大に伴い事業用地が不足し、来客用駐車場もないことから駐車場7台分を整備し、倉庫も建てます。既存宅地が712㎡です。農地法の運用については、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当。農用地区域外 第一種農地になります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長  
31番

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

(満生委員) ありません。

議 長

審議番号3番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。19ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 事務局。  
議 長 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
事務局 事務局の説明は終わりました。  
議 長 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。  
1番挙手  
議 長 1番徳田委員。  
1番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用目的は、宅地分譲(4区画)。転用の理由は、申請地周辺は宅地化が進み、住環境がよいため、宅地を造成し収入を得るもの。第一種住居地域です。都市計画用途地域内です。農地の区分は第3種農地です。下水道は設置されています。雨水は横に水路があるので、そちらに流すようになっている。ご審議方よろしくお願ひ致します。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手  
議 長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) 審議番号2番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、露天資材置場です。転用の理由としては自営業の事業拡張に伴い資材置場が不足するため、既存資材置場の隣接地を整備するものです。参考事項としましては、既存敷地2, 142㎡です。農地法の運用につきましては、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当します。農地の区分は、第1種農地です。雨水は自然流下、既存の水路がありますので、そちらに流すということです。区会長は了承ということです。ご審議方よろしくお願ひ致します。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手  
議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号3番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由についての転用の目的は、露天資材置場です。理由は、事業拡張に伴い既存資材置き場を拡張するものです。契約は売買。参考事項として第一種住居地域です。始末書添付です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は前面に水路がありますので、そちらに流します。ご審議

方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
32番 (大隅委員) ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。  
6番 挙手

議長 6番小島委員。  
6番 (小島委員) 審議番号4番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由についての転用の目的は、自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため、新たに自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。居宅1棟87.00㎡。カーポート29.00㎡です。余った土地で、自家栽培をなさるそうです。農地法の運用につきましては、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当します。用途区分は、農用地区域外です。農地の区分は、第1種農地です。家庭排水は浄化槽から全面に排水路があるため、そちらへ流します。雨水は溜槽をつくり、水路に流します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。  
13番 挙手

議長 13番中嶋委員。  
13番 (中嶋委員) 審議番号5番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天駐車場。転用の理由は、駐車場が不足していることから、本社の隣に駐車場を整備するものです。契約は使用貸借です。参考事項として、従業員が10名程度の経営をしており、その土地の隣に会社兼事務所があります。自宅も兼ねておりますが、従業員が10名駐車場の台数が9台。アームロール専用コンテナ3個。これはアームに引っかけて、引き上げるタイプのコンテナになります。農地法の運用につきましては、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当します。雨水は、集落内にありますので、水路と一緒に流し込むものです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。  
10番 挙手

議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) 審議番号6番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の理由は、自己用住宅。転用の理由は、現在実家住まいで手狭

になったため、実家の隣に家を建てるものです。契約は贈与です。居宅1棟55.48㎡。一体開発する雑種地104㎡。駐車場3台を造成することです。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地（集落接続）に該当します。用途区分は農用地区域外。農地の区分は第1種農地です。下水は前面に下水道が通っています。雨水は西側の排水路に流します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

36番 議長 (重光委員) ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号7番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、貸露天駐車場。転用の理由は、経営する病院及び保育園の駐車場が不足するため整備をするものです。契約は売買です。雨水は、隣接の水路に流します。駐車場として20台の予定です。借受予定者は、医療法人●●●●、●●●保育園です。農地法の運用については、杷木インターチェンジから300m以内の農地に該当します。ここは、道路に面しておりませんので、駐車場としては使いにくいところであり、隣が月極駐車場がありますが、そこを通行してよいと地主から許可をもらっていますので、駐車場として利用できるということです。用途区分は農用地区域外。農地の区分は第3種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

20番 議長 (井手委員) ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。21ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明。審議番号1番については、推進機構への売り渡しになります。以上この案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし、市長に通知いたします。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説

明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。23ページまで4件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号1番について説明させていただきます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況と致しまして、都市計画用途地域内に該当します。第三種農地。平成14年の航空写真撮影にて、宅地の一部になっており、非農地判断を求めめるものです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議 長

11番鳥巢委員。

11番

(鳥巢委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、現地確認したように樹齢20年以上の杉、ヒノキが立っています。第2種農地。農用地区域外となっております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

それでは、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議 長

3番井上委員。

3番

(井上委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外。第2種農地です。平成6年撮影の航空写真で倉庫と通路があることを確認しました。非農地判断の申請がなされております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

38番

(鬼塚委員) ありません。

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議 長 18番林委員。  
18番 (林委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況としては、農地区域外。第3種農地です。20年以上前から宅地課税。平成18年からは非住宅地課税です。ビデオでも見た通り盆栽屋さんが借りていた。20年以上は立っていると思います。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
20番 (井手委員) ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 次に、農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課挙手

議 長 農業振興課。  
農業振興課 (金子係長) 25ページをご覧ください。こちらが朝倉市農用地利用計画変更申出一覧表です。今回重要な変更ということで、除外案件が2件となっています。この場合は、農振除外をした後に、宅地等に転用するものになっております。読み上げます。番号①申出者●●さん。申出土地については、記載のとおりです。変更の目的については、駐車場及び作業場です。既存の漁協組合の駐車場及び作業場として利用するものです。この土地の場所は、漁協の南側になります。近くには、●●●●●があります。今まで使っている既存の土地がありますが、この駐車場が狭くて困っているということなのです。総会や会合があるときにまわりに駐車をしている状況で、今回駐車場を確保します。作業場については、露天になっているので、作業がしにくいということで、作業場も一緒に一部設けたいということです。場所的には、農用地区域の端の方に位置しております。今回の案件につきましては、農業振興への影響は小さいと考えております。

続きまして②になります。申出者●●さん。申出土地については、記載のとおりです。変更の目的としましては資材置き場の造成です。変更理由は、資材置き場を新たに設置するものです。記載しておりませんが、土建業者(株)●●になります。場所につきましては、両筑橋の付近となります。田主丸方向に向かって橋を渡る手前の右側になります。面積の663㎡は、農振農用地になっている面積です。除外地も含めて資材置き場にするようです。除外地が1,550㎡程度ありまして、663㎡と合わせましてほしい2,200㎡を資材置き場とするところであります。こちらは、資材置き場が手狭になっています。今使っている分も整理したいということで、申請が出たもので、こちら、農振農用地のかたまりの端の方になりますので、農業振興上及ぼす影響は小さいと考えております。26ページを見て頂きたいと思います。こちらは、用途区分の変更となっております。農振法上は軽微な変更という取り扱いとなっております。軽微な変更とは農振除外を行うものではなくて、用途区分を変えるということになります。今回、農業用施設として使うものです。議案書には申請人と記載していますが、所有者です。申請の土地については、議案書記載のとおりです。変更目的は、農業用倉庫及び育苗倉庫となります。変更理由については、農業用倉庫及び育苗

施設の代替施設が必要となったためです。こちら代替施設となっておりますが、転用者が●●●となっております、現在つくっているところを返還しなければならなくなったということで、代替施設と記載しております。場所は、上秋月公民館の南東に位置しております。直線距離で300m離れたところになります。こちらは、農振農用地の除外ではありませんで、先ほどの用途区分ということで、農地以外で使う区分農業用施設というものがありますので、その農業用施設用地として取り扱うものでございます。以上3件分の説明になります。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

12番挙手

議長 12番田中委員。

12番 (田中委員) 勉強不足ですが、作業場などつくる場合は、4条申請とかありますよね。農振農用地であるので、上げなくていいということですか。

議長 事務局。

農業振興課 (金子係長) まず、事前に除外なり用途区分の変更ということで、意見を伺っています。今後、4条申請や5条申請は出てくるようになります。

12番 (田中委員) ありがとうございます。

農業振興課 (金子係長) 所有者は先ほどいった方で、転用者はまた違いますので、その方から転用の5条申請が出てくると思われます。

議長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 16:43)